

東京都動産・債権担保融資（A B L）制度企画提案要領（追加募集）

第1 目的

都は、都内中小企業の資金調達の円滑化・多様化を図ることを目的として、幅広い動産や債権を担保として活用できる東京都動産・債権担保融資（A B L）制度（以下「本制度」という。）を実施している。

本要領は、本制度の利用促進と中小企業の利便性向上のため、担保評価機関及び保証機関の募集を行うことを目的とする。

第2 募集内容

本制度において機械・設備を担保とする融資を実行するため、提案者が自ら担保評価機関又は保証機関となる融資スキームの企画提案

第3 企画提案の前提条件

（1）応募資格者

以下の①、②及び③を満たすことを条件とする。

- ① 担保対象となる特定の動産・債権について相当の実績や専門的なノウハウ・経験等を有している法人であること
- ② 本制度における担保評価業務又は保証業務を行うことが可能な体制（協働者を含む。）を整備している法人であること
- ③ 金融機関（ただし、預貯金取扱金融機関に限る。）との継続的な業務提携・協業の実績を有している法人であること（なお、募集内容に関連した業務に限らず、法人の事業として行っている業務に関する提携等で可）

（2）融資スキーム

大枠は以下の①又は②のとおりであり、これに適合した企画提案であること

- ① 担保評価スキーム（融資保証なし）
 - ア 中小企業は、金融機関に対し、自らが保有する特定の動産・債権を担保にした融資の申込を行う。
 - イ 金融機関は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、担保評価機関に対し、担保物件に関する評価の申込を行う。
 - ウ 担保評価機関は、担保物件に関する評価を行い、金融機関に対して評価結果を通知する。
 - エ 金融機関は、評価結果に基づき、中小企業に対して融資を行う。この際、中小企業は、金融機関に対し、対象の動産・債権を担保提供する。
 - オ 金融機関及び担保評価機関は、適切な役割分担に基づき、中小企業に対する融資期間中の担保物件の現地確認等を行う。
 - カ 都は、実行された融資について貸倒れ等が発生した場合には、評価や担保物件の

実地確認等の実施状況等に関する調査・審査を踏まえ、金融機関に対し、回収不能となった融資債権にかかる損失の一部を補助する。

キ 都は、中小企業の負担となる担保物件に関する評価等に係る費用の一定割合について、金融機関を通じて補助する。

② 融資保証スキーム（融資保証あり）

ア 中小企業は、金融機関に対し、自らが保有する特定の動産・債権を担保にした融資の申込を行う。

イ 金融機関は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、保証機関に対し、担保物件に関する評価及び保証の申込を行う。

ウ 保証機関は、担保物件に関する評価及び保証審査を行い、金融機関に対して審査結果を通知する。審査の結果、適当と認めた場合には、融資に対する保証を行う。

エ 金融機関は、保証機関の保証に基づき、中小企業に対して融資を行う。この際、中小企業は、保証機関又は金融機関に対し、対象の動産・債権を担保提供する。

オ 金融機関及び保証機関は、適切な役割分担に基づき、中小企業に対する融資期間中の担保物件の実地確認等を行う。

カ 保証機関は、実行された融資について貸倒れ等が発生した場合には、金融機関との間で締結した保証契約に基づく代位弁済を行う。

キ 都は、保証機関が代位弁済を行った場合、評価や担保物件の実地確認の実施状況等に関する調査・審査を踏まえ、保証機関に対し、回収不能となった求償権にかかる損失の一部を補助する。

ク 都は、中小企業の負担となる担保物件に関する評価等に係る費用の一定割合について、保証機関を通じて補助する。

(3) 融資・保証条件

大枠は以下のとおりであり、本条件に適合した企画提案であること

① 応募者が有する、担保対象となる特定の動産・債権に関する専門的なノウハウ・経験を活用した融資スキームが構築されていること

② 融資対象は、都内に事務所を有する中小企業（中小企業信用保険法第2条に定められた者）とし、原則として次の要件を満たす者とする

ア 事業税その他租税の未申告、滞納がないこと（ただし、完済の見通しが立つ場合などはこの限りではない）

イ 銀行取引停止処分を受けていないこと

ウ 許認可・届出等を要する事業にあっては、当該事業に係る許認可等を受けていること

エ 現在かつ将来にわたって、反社会的勢力に該当しないこと

③ 資金使途は、事業性資金（不動産購入資金を除く）とすること

④ 融資限度額は、3億5千万円以下かつ、担保評価額の範囲内とすること

⑤ 融資期間は、売掛債権・在庫については1年以内、機械・設備については7年以内、機械・設備のうち、再生可能エネルギー発電設備については15年以内とすること

- ⑥ 融資形式は、金融機関所定の形式とすること
- ⑦ 返済方法は、期日一括返済、元金均等返済等いずれの方法も可とするが、その方法を明らかにすること
- ⑧ 保証人は原則不要とすること
- ⑨ 担保評価費用等補助は、中小企業の負担となる担保評価等に係る費用の一定割合について、都が中小企業に代わり、負担金として金融機関又は保証機関に交付すること
なお、補助率は、小規模企業または創業5年未満の中小企業へは当該費用の全額、それ以外の中小企業へは当該費用の2分の1とする。ただし、東京都の負担金の上限額については、次のとおりとする。
 - ア 売掛債権を担保とする融資については、次のとおりとする。
 - (ア) 借受者が中小企業の場合
保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率3.5パーセントに相当する額
 - (イ) 借受者が小規模企業の場合
保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率3.5パーセントに相当する額もしくは年間70万円のいずれか大きい額
 - イ 在庫を担保とする融資については、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率3.5パーセントに相当する額
 - ウ 機械・設備を担保とする融資については、保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率4パーセントに相当する額
 - エ アからウに関わらず、借受者が創業5年未満の中小企業であって、金融機関が認める場合、保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率4パーセントに相当する額
- ⑩ 都が行う損失補助は、担保評価スキームについては金融機関に対し、融資保証スキームについては保証機関に対し、融資の実行後に、担保物件の処分及び求償権の行使等を実施しても回収できない損失が生じた場合、「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度損失補助審査委員会」による審査を経た上で、都が認定した損失の8割相当額の補助を行う。なお、損失額の算定にあたっては、債務不履行等額又は融資契約時の担保評価機関の担保評価額であって処分を想定した額のいずれか少額であるものから、回収額を差し引いて計算するものとする。
- ⑪ 融資スキームの円滑な運営を図るため、都と定期的に協議・調整を行うこと

（４）関係者の主な役割分担

【 担保評価機関 】

- ① 担保評価（第三者評価）
- ② 都及び取扱金融機関との調整
- ③ 取扱金融機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ④ 動産・債権の保全、資金回収に関する取扱金融機関への支援
- ⑤ 本制度の周知・PR及び都が行うプレスリリース等への協力

【 保証機関 】

- ① 保証審査及び保証
- ② 都及び取扱金融機関との調整
- ③ 都に対する利用者属性や実績等の報告
- ④ 担保評価費用等補助の請求
- ⑤ 取扱金融機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ⑥ 代位弁済と求償権の行使
- ⑦ 回収不能となった場合の動産・債権の保全、資金回収
- ⑧ 本制度の周知・PR及び都が行うプレスリリース等への協力

【 取扱金融機関】

- ① 融資審査、融資実行、期中管理及び担保評価機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ② 都に対する利用者属性や実績等の報告
- ③ 担保評価費用等補助の請求
- ④ 担保権の行使
- ⑤ 回収不能となった場合の動産・債権の保全、資金回収
- ⑥ 都、担保評価機関及び保証機関との調整
- ⑦ 本制度の周知・PR及び都が行うプレスリリース等への協力
(②～⑤について、役割分担に基づき、保証機関が行う場合はこの限りではない)

【 東京都 】

- ① 融資スキームの大枠の提示
- ② 「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」企画提案審査委員会の設置
- ③ 担保評価機関、保証機関及び取扱金融機関各候補の選定及び同機関との融資スキームの詳細に関する協議
- ④ 担保評価費用等補助の実施
- ⑤ 損失補助の実施
- ⑥ 本制度の周知・PR及びプレスリリース等

第4 企画提案書にて提案する項目

（1）応募者の概要

- ① 法人概要
- ② 実施体制（組織・人員、担当業務等）

（コンプライアンス体制及び反社会的勢力への対応を明記すること。また、応募者以外の者と協働して業務を実施する場合には、個社名及び委託する業務内容等を明記すること。）

（2）融資スキームの概要等

- ① 提案種別（取扱担保種別・融資保証有無を明示すること）
- ② 融資スキーム図（関係者の役割分担を含む）

- ③ 融資条件（所与の条件を前提に、想定される標準的な保証料・担保評価費用水準等）
- ④ 期中管理内容（保証機関にあっては業況悪化時の対応も含む）
- ⑤ 利用中小企業及び関係者の利便性向上効果

（３）実現性

- ① 担保対象となる動産・債権に関する実績、金融機関との業務提携実績
- ② 目標融資額（算出根拠を含む）
- ③ 実施までのスケジュール

第５ 応募書類

応募に際し、都に提出する書類等は、次のとおりとする。

応募書類	必要部数	備考	提出期日
応募申請書	1部	様式は「別紙1」を用いること	7月10日(木) 午後4時まで
誓約書	1部	様式は「別紙2」を用いること	
履歴事項全部証明書（写し）	1部	直近3か月以内に取得したもの	
財務諸表（直近1期分の写し）	1部	貸借対照表、損益計算書を含むもの	
企画提案書	1部 (※)	様式自由 ・「第4 企画提案書にて提案する項目」の内容を必ず記載すること	7月17日(木) 正午まで
その他、都が必要と認めた書類	—	別途指示があった場合に提出	別途指定

※電子ファイルで提出する場合は1部で可。なお、提出ファイルの形式はPDF とすること。

第6 応募手続き

(1) 質問受付期間

令和7年6月25日(水)から7月8日(火) 午後4時まで

- ・質問は電子メールによる文書のみ受け付ける(様式自由)

送付先 S0000480@section.metro.tokyo.jp

- ・口頭による質問は一切受け付けない
- ・メールの件名を「(【ABL】応募事業者) 質問」とすること
- ・メール本文中に、回答の送付先(質問者の法人名・担当部署・担当者職氏名・E-mailアドレス)を記載すること(記載がない場合、回答を送付しない場合がある)
- ・回答は、E-mailにより令和7年7月9日(水)午後5時まで(予定)に送付する

(2) 募集期間・提出期限

① 応募申請書提出期限

- ・令和7年7月10日(木)午後4時まで(必着)

② 企画提案書提出期限

- ・令和7年7月17日(木)正午まで(必着)

③ 提出方法

- ・受付期間内に下記のE-mailアドレス宛に電子メールで提出書類のデータ一式を送付すること。
- ・なおメールの件名を「【ABL】(応募事業者名)・書類提出」とすること。
- ・メールに添付するデータ容量が大きくなる場合はメールを分割して送付すること。
(最大データ容量:8MB程)
- ・また、郵送での書類提出が必要な場合は受付期間内必着で下記宛先に送付すること。
(注意:持参、FAXでの提出は受け付けない。)

④ 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課債券市場担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階北側

電話 03-5000-7712

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

(3) 注意事項

- ① 企画提案書の作成等、応募に必要な経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。不要となった書類は、都が責任をもって廃棄する。
- ③ 都が必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- ④ 募集期間経過後の追加資料提出は一切認めない。ただし、都が追加で要求する必要資料についてはこの限りではない。

第7 取扱開始までの流れ

(1) 資格確認

応募者が、上記第2及び第3に掲げる、募集内容及び企画提案の前提条件に合致しているかについて、都職員が確認を行う。なお、これに合致しないことが明らかな場合、以降の審査は実施しない。

(2) 審査会

「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」企画提案審査委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。事業目的への理解や事業効果等の観点から厳正な審査を行い、担保評価機関、保証機関候補を選定する。

(3) 担保評価機関及び保証機関の決定

審査会の結果を踏まえ、都が担保評価機関、保証機関候補を決定する。

なお、本制度において担保評価機関又は保証機関として実施する融資スキームは、担保評価機関、保証機関各候補その他関係機関と協議の上、法制・運用・実務面における一切の課題が解決された段階で、最終決定とする。

また、関係各機関との調整が未了等の理由により、都が通知する期日までに企画提案書に記載の融資スキームの運用を開始できないときは、専門機関候補としての決定を取り消す場合がある。

(4) 注意事項

- ① 都から追加資料提出や説明を求められた場合、速やかにその対応を行うこと。対応しない場合、その後の審査を実施しない場合がある。
- ② 審査結果については、採択の可否を書面で通知する。
- ③ 審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ④ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ⑤ プレゼンテーションは、受付期間に提出した企画提案書を基に行うこと。審査当日の追加資料の配布は一切認めない。
- ⑥ プレゼンテーションの時間は15分間を予定しており、それを踏まえた企画提案書を作成すること。
- ⑦ 都は、自らの裁量において予告なく本募集要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等ができるものとし、手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第8 今後のスケジュール（予定）

（公募開始	令和7年6月25日（水）
質問受付締切	令和7年7月8日（火）午後4時まで
応募申請書の提出期限	令和7年7月10日（木）午後4時まで
企画提案書の提出期限	令和7年7月17日（木）正午まで
審査会の実施	令和7年8月4日（月）
専門機関の決定	令和7年8月中旬
取扱開始	令和7年10月以降